

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から49年3月まで
私の国民年金保険料については、妻が、父母の分とともにすべて納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間について、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、その妻が、父母の分とともにすべて納付していたと主張しているところ、申立人、その妻及び申立人の父母の4人の国民年金手帳記号番号は連番で国民年金制度発足当初に払い出されていることが確認できる上、申立人の申立期間を除き、当該4人は、それぞれ国民年金制度発足当初からの保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立人は昭和35年10月1日付けで国民年金被保険者資格を取得後、厚生年金保険被保険者資格を取得した37年11月5日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した38年10月10日付けで国民年金被保険者資格を再取得していることが確認できるが、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人は38年10月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したこととなっており、オンライン記録と特殊台帳（マイクロフィルム）の記録との間に齟齬がみられる。

さらに、上記のとおり、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人は昭和38年10月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したこととなっているにもかかわらず、資格取得以前の38年4月から40年3月までの国民年金保険料を特例納付している記録がある（38年4月から同年9月までの保険料については、厚生年金保険加入期間との重複により還付済み）など、その記録に不自然さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間②については、申立人のB社における資格取得日に係る記録を29年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、22年8月から同年12月までは200円、23年1月から同年4月までは500円、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から同年10月までは3,600円、同年11月から24年3月までは5,700円、29年11月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月1日から24年4月1日まで
② 昭和29年11月1日から同年12月1日まで

昭和15年4月1日にC社(現在は、B社)に入社し、仕事は製紙原料の調達で、全国各地を転勤したが途中退職することなく41年7月31日まで継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社が保管する人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務(昭和22年4月1日に同社本社から同社D事務所に異動)していたものと認められる。

また、複数の元同僚は、「当時、給与計算等はすべて本社が行っていた。」と証言している上、B社総務人事部は、「申立人は継続して勤務していたので、給与から厚生年金保険料を控除していた可能性は高い。」と回答している。

申立期間②については、当該人事記録により、申立人はB社に継続して勤務（昭和29年10月15日に同社D事務所から同社E出張所に異動）していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事し同様の報酬を受けていたとされる元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和22年8月から同年12月までは200円、23年1月から同年4月までは500円、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から同年10月までは3,600円、同年11月から24年3月までは5,700円とし、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかは不明としているが、申立期間①については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和22年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る22年8月から24年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 15 日まで
② 昭和 20 年 3 月 15 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 21 年 4 月 20 日から 22 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 22 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

平成 21 年 9 月の社会保険事務所(当時)の回答で、A会に勤務していた期間について脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。この時、脱退手当金という制度があったことを初めて知ったし、当時、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間①から③までについて、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

また、B公団C支所D派出所の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 22 年 11 月 1 日となっているが、辞令書にもあるとおり同年 10 月 1 日から勤務していたので、申立期間④について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人に係る申立期間①から③までの脱退手当金は、申立期間③のA会E支部における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和 22 年 8 月 1 日)から約 1 年 4 か月後の 23 年 12 月 18 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③以後の昭和 22 年 11 月 1 日から 23 年 2 月 29 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 4 回の被保険

者期間のうち、申立期間①から③までのみを請求し、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録によれば、申立人には正規脱退手当金が支給決定されたこととなっているものと推認されるところ、申立人は当時、正規脱退手当金の受給権は無く、支給記録自体に疑義がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間④については、申立人が所持する辞令交付書により、申立人は、昭和 22 年 10 月 1 日に B 公団 C 支所 D 派出所に入所したことが認められる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、入所から 1 か月後の昭和 22 年 11 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所 C 支所において、申立人と同じ昭和 22 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚についても、当人が所持する辞令交付書により同年 10 月 14 日に入所していることが確認できることから、当時の当該事業所においては、必ずしも入所と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていた事情はうかがえない。

さらに、当該事業所は既に解散し、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、複数の元同僚からも、申立期間④の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月2日まで

昭和48年4月1日にA社に入社し、同年7月1日に同社C支店に転勤した。申立期間については、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管する人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年7月1日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していないと回答していることから、事業主が昭和48年6月30日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月8日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年5月8日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月8日から同年12月21日まで

昭和42年5月から同年12月までA社にB職として勤務したのに厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

B職技能者手帳には同社に勤務した記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和42年5月8日から同年8月31日までの期間においてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚全員に厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、複数の同僚が、「同社における勤務を始めた日と厚生年金保険資格取得日は一致している。」と証言している。

さらに、申立人及び同僚の証言による申立期間当時の当該事業所の従業員数と、社会保険事務所の記録による厚生年金保険被保険者数は、おおむね一致することから、申立期間当時、当該事業所は、ほぼすべての従業員について、厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月

8日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同種業務に従事していた同僚の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年9月1日から同年12月21日までの期間については、複数の同僚が、「同社では、事業縮小のために昭和42年8月末ごろに、申立人を含む数名の従業員が退社することになった。」と証言しているところ、申立人の当該事業所に係る雇用保険の離職日は、42年8月31日と記録されている。

また、当該事業所は廃業している上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から40年2月1日まで

昭和39年3月から当時のA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が約1年後の昭和40年2月1日となっている。

大学を卒業して入社した同期の同僚達は、入社時から被保険者資格を取得しており、自分の資格取得日が異なっていることに納得がいかない。

被保険者資格取得日を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB社の退職証明書及びC社保管の人事記録により、申立人は、昭和39年3月25日にA社（現在は、C社）に入社したことが認められる。

また、申立人は、「自分は本社採用の正社員であり、本社社員は各支店で採用の社員と異なり、給与計算等は本社で一括して行われていた。」と供述しているところ、複数の同僚も、申立人と同様の証言をしていることから、申立人が申立期間において被保険者記録の確認できる複数の同僚と雇用形態が異なっていたとは考え難い。

さらに、C社は、「人事記録によると、申立人と同年入社その他の社員は、いずれも入社日及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和39年3月25日で一致している。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年3月から40年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28年10月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年3月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から30年4月1日まで

A社に昭和28年10月から34年6月まで勤務したが、社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び複数の元同僚の証言により、申立人が当該事業所に昭和28年10月から継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、「当該事業所には見習期間が無く、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該複数の元同僚は、いずれも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の標準報酬月額の記録から、昭和28年10月から29年9月までは7,000円、同年10月から30年3月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

では、事業主は、保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は昭和 30 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 28 年 10 月から 30 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B局における資格取得日に係る記録を昭和22年12月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年12月17日から23年1月8日まで

A協会C局からB局へ昭和22年12月17日付けで異動した。勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白期間となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された在籍証明書、人事記録及び同協会の回答書により、申立人が申立期間において同協会に継続して勤務し（昭和22年12月17日に同協会C局から同協会B局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付免除となっていたが、昭和 60 年から 62 年ごろ、妻が夫婦二人分を、現年度保険料と一緒に市の集金人に追納したはずであるにもかかわらず、納付免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 60 年から 62 年ごろ、現年度保険料と一緒に市の集金人に追納した。」と主張しているが、A 市では、市の集金人が過年度保険料等の集金をしていたことは確認できるものの、追納保険料を集金することは無かったことが確認できる。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を追納したとする昭和 60 年から 62 年ごろのうち、i) 59 年 8 月から 61 年 2 月までについては、申立人は厚生年金保険の被保険者期間であり、その妻は国民年金未加入期間であること、ii) 昭和 61 年度については、申立人夫婦共に納付免除期間であることから、現年度保険料は存在せず、「現年度保険料と一緒に追納した。」との申立人夫婦の主張には不自然さがみられる。

さらに、オンライン記録により、申立人夫婦は、平成 3 年 9 月から 4 年 4 月までの期間において、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料の現年度納付と過年度納付を同一日に行っていることが確認できる上、申立人夫婦が申立期間の保険料額として記憶している金額は、申立期間の保険料額とは大きく異なり、上記の 3 年 9 月から 4 年 4 月までの期間における納付金額とおおむね

一致していることから、申立人夫婦は、「3年9月から4年4月までの期間に、現年度納付と一緒に過年度納付を行った」ことについて、「昭和60年から62年ごろに、現年度納付と一緒に追納を行った」ものと記憶違いをしていることが考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付免除となっていたが、昭和 60 年から 62 年ごろ、夫婦二人分を、現年度保険料と一緒に市の集金人に追納したはずであるにもかかわらず、納付免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 60 年から 62 年ごろ、現年度保険料と一緒に市の集金人に追納した。」と主張しているが、A市では、市の集金人が過年度保険料等の集金をしていたことは確認できるものの、追納保険料を集金することは無かったことが確認できる。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を追納したとする昭和 60 年から 62 年ごろのうち、i) 59 年 8 月から 61 年 2 月までについては、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者期間であり、申立人は国民年金未加入期間であること、ii) 昭和 61 年度については、申立人夫婦共に納付免除期間であることから、現年度保険料は存在せず、「現年度保険料と一緒に追納した。」との申立人夫婦の主張には不自然さがみられる。

さらに、オンライン記録により、申立人夫婦は、平成 3 年 9 月から 4 年 4 月までの期間において、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料の現年度納付と過年度納付を同一日に行っていることが確認できる上、申立人夫婦が申立期間の保険料額として記憶している金額は、申立期間の保険料額とは大きく異なり、上記の 3 年 9 月から 4 年 4 月までの期間における納付金額とおおむね一致していることから、申立人夫婦は、「3 年 9 月から 4 年 4 月までの期間に、現年度納付と一緒に過年度納付を行った」ことについて、「昭和 60 年

から 62 年ごろに、現年度納付と一緒に追納を行った」ものと記憶違いをしていることが考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から51年7月まで
昭和38年11月に会社を退職後、当時は子育て中で大変だったが、国民年金は大切だと考え、国民年金に任意加入し、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年11月に会社を退職後、国民年金の任意加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は51年6月7日にA市に払い出されていることが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人は同年8月27日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳（昭和49年11月以降に発行されている、表紙がオレンジ色調のもの）を見ると、国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和51年8月27日」と記載されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、申立期間は12年9か月と長期間である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
⑦ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 9 月 1 日まで
⑧ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①から⑧までの標準報酬月額が、A社から実際に支給されていた給与から計算した標準報酬月額と比べて低くなっている。

申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録による標準報酬月額に基づいて算出した厚生年金保険料額と一致していることが確認できることから、申立期間①から⑧までについて、事業主は、社会保険事務所（当時）に記録された標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除していたものと推認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な訂正が行われた形跡は無い。

さらに、標準報酬月額の決定については、原則として報酬月額算定基礎届により、毎年5月、6月及び7月（現在は、4月、5月及び6月）に支給さ

れた給与の平均額を算出し、その額に見合う標準報酬月額を、その年の10月（現在は、9月）以降の標準報酬月額として決定する定めであるところ、申立人は、給与明細書に記載された総支給額により算出した各申立期間に係る5月、6月及び7月の平均給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていると主張している。

しかしながら、当該事業所の社会保険事務の元担当者は、「当社は、毎年6月に、その年の4月にさかのぼって昇給した。このため、6月の給与の中には、4月及び5月の給与差額が含まれている。したがって、当時の算定基礎届の場合、4月分の給与差額を差し引いて3か月の修正平均額を算出していた。給与差額は諸手当Bとして明細書に記載されている。」と証言している上、申立人の所持する給与明細書によると、すべての申立期間において、毎年6月に、その年の4月にさかのぼって昇給し、6月給与の、「諸手当B」に4月及び5月の昇給に係る差額支給分が含まれていることが認められるところ、当該昇給に係る4月の差額支給分と推測できる金額を差し引いて算出した、5月、6月及び7月の給与の平均額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による各申立期間の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑧までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月21日から29年12月1日まで
昭和25年8月から29年12月までA公團B縣C支所に勤務したが、社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同支所は、26年の機構改革により組織変更となったものの、勤務形態や職務内容に変更は無く、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和26年分の源泉徴収票及び元同僚の証言により、申立人は申立期間当時、A公團B縣C支所及び後継組織であるD組合(A公團は、26年6月1日に機構改革によって民営化され、同支所はE組合とD組合に分割)に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A公團B縣C支所は、A公團の解散に伴う名義変更までに段階的に厚生年金保険被保険者の資格喪失手続を行っており、同支所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた31名は、昭和20年11月26日付けで1名、23年3月26日付けで1名、同年8月1日付けで1名、24年1月31日付けで1名、同年6月30日付けで2名、25年9月21日付けで12名(申立人を含む)、同年9月26日付けで5名、26年4月1日付けで5名、同年5月1日付けで2名、同年6月1日付けで1名がそれぞれ被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同年6月1日付けでE組合F営業所において新たに被保険者資格を取得しているのは、卸業の5名のみであることが確認できる。

また、別の複数の元同僚は、「昭和26年ごろ、A公團B縣C支所は、米の

卸業者が在籍していたE組合と米の小売業者が在籍していたD組合に分割された。前者は厚生年金保険の被保険者資格を取得させたものの、後者は取得させなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、26年6月1日以降の期間について、D組合は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、米の小売業を行っていた当該複数の元同僚は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得していない。

さらに、申立人から提出された源泉徴収票により、申立人の給与から所得税が徴収されていることは確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、当該事業所（D組合）は既に廃業しており、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年1月7日まで
昭和22年4月1日にA農業会B支部に就職したと同時に技術員としてC農業会へ出向した。以後、農業会が解散し農業協同組合へ組織変更したものの、25年5月まで勤務場所及び勤務形態に変更は無く、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA農業会B支部から派遣され、駐在技術員として勤務していたC農業会の元同僚等の証言により、申立人が、申立期間についても継続してC農業会において駐在技術員として勤務していたことは推認できる。

しかし、A農業会B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和23年8月14日）の前に在籍していた117名のうち、55名は、申立人の被保険者資格喪失日（23年4月1日）と同日に同支部における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同様に、駐在技術員であったと考えられる複数の者は、A農業会B支部における被保険者資格を喪失後、各市町村農業協同組合において被保険者資格を再取得するまでの間に、厚生年金保険被保険者記録の空白期間が存在することが確認できるところ、C農業会における元同僚は、「申立期間当時、農業会が解散し農業協同組合に組織変更した時期であったので、社会保険事務の手續が適正に行われなかったのだと思う。」と証言している。

一方、A農業会B支部における被保険者資格を昭和23年8月14日付けで

喪失している 59 名のうち、複数の者が、同年 8 月 15 日付けで各農業協同組合連合会において被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、当該 59 名は、同年 7 月 20 日現在の A 農業会 B 支部の従業員名簿に名前が記載されており、駐在技術員ではなく当該事業所に勤務していた者であると考えられることから、申立期間当時は、雇用形態により、当該事業所が解散した後の厚生年金保険の被保険者資格取得の取扱いに違いが生じたことがうかがわれる。

また、D 中央会及び E 農業協同組合（C 農業会の後継組織）は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。